高知県防災キャラクター着ぐるみ、腕人形貸付要綱

　（趣　旨）

第１条　この要綱は、高知県の所有する防災キャラクターの着ぐるみ及び腕人形（以下「着ぐるみ等」という。）を市町村等に貸し付けるに当たって必要な事項について定める。

　（申請等）

第２条　貸付を希望する者は、貸付希望日の１月前までに別紙様式１により高知県南海トラフ地震対策課（以下「県」という。）に貸付申請書を提出しなければならない。

２ 県は、申請書を受け付けたときは、別紙様式２の貸付受付簿に整理する。

　（貸付決定）

第３条　県は、別に定める貸付要領に沿って申請書の記載内容を審査し、貸付の適否を決定する。

２　前項の決定は、貸付を承認する場合は別紙様式３により、貸付申請を却下する場合は別紙様式４により申請者に通知する。

　（使用者の責務）

第４条　貸付を受けた者（以下「使用者」という。）は、申請書記載の使用目的以外に着ぐるみ等を使用してはならない。

２　使用者は、別に県が示す着ぐるみ等の着用方法、操作方法等使用上の注意事項を遵守して使用し、使用後は所定のメンテナンスを行い速やかに県に返還しなければならない。

３　使用者は、貸付期間内に着ぐるみ等に破損等を生じた場合は、その旨速やかに県に報告するとともに、原則として使用者の責任において修理しなければならない。ただし、使用者の修理によりがたいと県において判断した場合は、県で修理を行い、その費用を使用者に負担させる。

４ 貸付期間内に発生した着ぐるみ等に起因する事故の賠償責任等は、使用者がこれを負う。

　（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、貸付に当たって必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成１５年８月６日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年７月２０日から施行する。

別紙様式１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

高知県防災キャラクター着ぐるみ・腕人形貸付申請書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 代　表　者  申　請　者  連絡担当者 |  | 住　所　〒　　　-  団体名・代表者氏名 | |
|  | 住　所　〒　　　-  団体名・担当者氏名  ℡　　　　－　　　－ | |
| 使 用 目 的 |  | | |
|  | | | |
| 上記により見込  まれる普及啓発  対象者・数 | | |  |
| 貸付希望品名（希望するものに○） | | | |
| 着 ぐ る み | | | トラフ博士　　たいさくくん　ヘルパちゃん  　　ゆうどうくん　じしんまん　　つなみまん |
| 腕　人　形 | | | トラフ博士　　たいさくくん　ヘルパちゃん  ゆうどうくん　じしんまん　　つなみまん |
| 貸付希望期間 | | | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日 |
| そ　の　他 |  | | |
| 使用に当たっては、「高知県防災キャラクター着ぐるみ、腕人形貸付要綱」及び「同貸付要領」に定める事項その他県が示す取扱上の注意等を遵守する。 | | | |

※申請書と併せて、着ぐるみ等を使用する事業概要がわかるものを提出願います。

※申請書は押印不要です。

別紙様式２

高知県防災キャラクター着ぐるみ・腕人形貸付受付簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | 申　請　者 | 使用目的 | 普及啓発対象者･数 | 貸出品名 | 貸出期間 | 通知 | 貸出日 | 返還日 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |  |  |  |  |

別紙様式３

　 令和　　年　　月　　日

高知県防災キャラクター着ぐるみ・腕人形貸付承認書

（申　　請　　者） 様

　高知県危機管理部南海トラフ地震対策課長

　年月日付け番号で申請のありました、高知県防災キャラクター着ぐるみ等の貸付については、下記のとおり承認します。

記

１　貸付する品名

２　貸付期間　　　　令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで

３　その他

・「高知県防災キャラクター着ぐるみ、腕人形貸付要綱」及び「同貸付要領」に定める事項を遵守すること。

別紙様式４

　 令和　　年　　月　　日

高知県防災キャラクター着ぐるみ・腕人形貸付申請却下通知書

（申　　請　　者） 様

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課長

　年月日付け番号で申請のありました、高知県防災キャラクター着ぐるみ等の貸付については、下記の理由により却下します。

記

・却　下　理　由

高知県防災キャラクター着ぐるみ、腕人形貸付要領

　（趣　旨）

第１条　この要領は、高知県防災キャラクター着ぐるみ、腕人形貸付要綱（以下「要綱」という。）第３条及び第５条の規定に基づき貸付に関し必要な事項を定める。

　（貸付対象事業）

第２条　貸付の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業とし、当該事業で使用する場合に貸付ける。ただし、企業宣伝等の営利目的や政治的利用が認められる場合は除く。

(１) 南海トラフ地震の普及啓発事業

　　　　例　防災教育の一環としての保育園等での劇等への使用

　　　　　　地区主催の津波避難訓練への使用

(２) その他の防災対策の普及啓発事業

　　　　例　市町村で実施する風水害等の防災訓練

(３) 前２号以外の市町村等が行う各種イベント、行事

　　　着ぐるみ等が広く見学者等の目に触れることにより意識付けなどの普及啓発効果が期待できるもの。

　（貸付対象者）

第３条　貸付の対象者は、各種団体とし、個人への貸付は行わない。

２　貸付対象とする団体は、法人格の有無、公的機関・民間団体等その性格は問わないが、前条に定める貸付対象事業を確実に実行できる規模、体制を有する団体とする。

　＜団体の例示＞

　　国の機関、市町村、消防本部、消防団、小学校、幼稚園、保育園

　　自主防災組織、民間防火組織、

　　社会福祉協議会、ＮＰＯ、ボランティア団体、

その他公(共)的機関、社(財)団法人、民間団体、企業等

　（貸付の決定）

第４条　貸付の決定は、原則として貸付希望日の２週間前までに行う。

２　貸付希望日時等が複数の申請者で競合する場合は、当該申請者間で調整を図ることとし、調整結果を受けて、県において貸付を決定する。

３　前項の調整が整わない場合は、使用目的や見込まれる効果等を勘案して、県において貸付先を決定する。

　　例　第２条各号の優先順位は、第１号、第２号、第３号の順において、

　　　　事業規模等を含め総合的に判断する。

　（その他）

第５条　着ぐるみの貸付は、原則として収納箱に入れた状態で行う。

２　使用者は、要綱及びこの要領の外、県が示す取扱上の注意等に従わなければならない。

　　　附　則

　この要領は、平成１５年８月６日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。